

## 組合 Q & A

### 組合の債務に対する組合員の責任について

Q 11 組合員の借入金、買掛金等の対外債務に対する組合員の負うべき責任の限度については中協法第10条の出資金を限度とする有限責任は絶対的なものであるか。

例えば、総会において、各人出資金以上の金額を負担すべきことを議決した場合、あるいは、組合員のある特定のものを指名して負担せしめることを議決した場合等、この議決は有効であるか。

2 右に関して貸付金、売掛金等の未回収のため、借入金等の返済不能を生じた場合、責任は誰が負う債権の追及はどこまで及ぶか。

3 赤字累積による生産の場合はどうか。

「A」1 組合がその事業の遂行上、第三者と取引をし、借入金、買掛金等の債務を負い、かつ、その弁済が不能となった場合において、組合員が負うべき責任は、その出資金を限度とし、総会その他の議決をもってしても、これを超える責任を負わせることはできないもの

と解する（中協法第10条第5項）

なお、組合が借り入れた資金を組合員に貸し付けた場合、組合が共同購買をした物品を組合員に販売した場合等において生じた組合と組合員間の債権債務関係については、出資とは関係なく、組合に対して債務を負っている組合員は、弁済の席に任じなければならぬ。また、組合の第三者に対する債務について全部又は一部の組合員が組合のために連帯して保証している場合（いわゆる連帯保証）に、その保証をした組合員は、個人的に無限の責任を負うことになる。

2 したがって、設問のごとく、組合員に対して出資金以上の責任を負わせること、組合の責務につき、特定の組合員を指名して弁済の席に任じさせること等を総会において議決し、議決成る故をもって負担させることは、法令違反であるから無効である。

3 組合財産を持って債務を完済するに足りない場合において、解散をし、又は破産の宣告を受けた時、組合員の責任は、上述の組合と同様である。

なお、本問のごとき事例も、総会の議決である旨を持って組合員

に限度額以上の出捐を強制することはできない。

### 員外者の出資について

Q 11 中協法には員外者が出資してはいけないという禁止規定はないが絶対にいけないものか、その根拠をどこに求めるべきか。

「A」1 組合員は1口以上の出資を有しなければならぬということとは、中協法第10条に規定するところであり、その出資金を限度として責任を負うものであることも同条第4項に規定するところである。さらに協同組合とは組合員が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うため組織されたものであるから、これらを総合して考えるならば、組合は組合員のためのものであり、員外者が出資するということとはあり得ない。

なお、員外者に組合事業を利用させる上で必要があるならば、別途保証金等に対応すべきであろう。

中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）より転載

### 組合士検定にチャレンジ!!

【第1問】新たに組合に加入の申出があった場合は、総会で承認しなければならぬ。

【第2問】加入申込があった場合、組合がそれを承諾するかしないかは、組合の自由な判断による。

【第3問】組合は、加入申込者に対しては、その時の財政状況により、出資金の割り当てを増減することができる。

《解答》【第1問】×（新規加入者は、組合の承諾を得る必要がある。その承諾は、業務執行の範囲と考えられ、理事会の議決で良いとされている。したがって、総会の承認は必要ない。協業組合では、加入は総会の特別議決事項である。）【第2問】×（新規加入者の承諾は、組合が自由に行えるわけではない。拒否する場合には「正当な理由」が必要になる。正当な理由としては、組合の共同施設の稼働状況がいっぱいで、新規加入者を許さない状況にある場合などが考えられる。）【第3問】×（組合は、新規の加入者に対して現在の組合員が加入したときよりも困難な条件を付すことは許されない。したがって、出資金の割り当てをその時の財政状況により増減することはできない。）